

JTCCM

平成12年6月1日制定

平成22年6月1日変更 (い)

# 居室の床の高さ及び防湿方法の性能評価 業務方法書

## 目 次

- 1 適用範圍
- 2 性能評価用提出図書
- 3 評価方法
- 4 評価基準
- 5 性能評価書

# 居室の床の高さ及び防湿方法の性能評価業務方法書

## 1. 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行令（以下令という）第 22 条の規定による認定に係わる評価に適用する。

## 2. 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は、以下の通りとする。様式、その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書
- (2) 構造又はシステム概要説明書
- (3) 材料仕様書
- (4) 標準施工書
- (5) 試験成績書又は実験報告書
- (6) 会社概要

## 3. 評価方法

評価は次のように実施する。

- (1) 評価員は、2.に示す提出図書及び 4.に定める評価基準に基づき評価を行う。
- (2) 評価員は、評価上必要があるときは、2.に定める提出図書について申請者に説明を求めることができるものとする。
- (3) 評価員は、評価上必要があるときは、性能試験又は現場測定に立ち会うことができるものとする。

## 4. 評価基準

次のいずれかの基準を満たすこと。

- (1) 床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う場合と同等以上の性能があることについて、JIS A 1324（建築材料の透湿性測定方法）の 5.2 に規定するカップ法により、透湿抵抗が  $144 \times 10^{-3} \text{ m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa/ng}$  以上あること。
- (2) 最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によって腐食しないものであること

について、別紙に定める「床下の環境試験」により、床の木部材の含水率が年間を通じて 20% を超えないこと。また、床下の相対湿度は年間平均で 80%以下であり、結露をおこさないこと。

## 5. 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述したものとする。様式その他については別に定めるものとする。

- (1) 評価機関名、評価番号、評価完了年月日
- (2) 評価報告（試験結果の概要、考察、評価のまとめ）
- (3) 申請者名（会社名、代表者名、住所）
- (4) 一般名
- (5) 構造説明図（別添）
- (6) 構成材料等の仕様（別添）
- (7) 標準施工方法（別添）
- (8) （削除）（い）

## 別紙

### [床下の環境試験]

#### 1. 適用範囲

この試験は、床下の湿気環境試験に適用する。

#### 2. 試験体

試験体は、実大の床下部分と同一とし、実大試験棟又は性能を適切に評価できる床部分の模型とする。

#### 3. 試験方法

##### (1) 実大試験棟で測定する場合

実大の建物の床において床下の温湿度、木材含水率、換気性状を通年もしくは四季の中からそれぞれ1ヶ月以上の期間を選択して継続的に測定する。

##### (2) 計算による場合

換気計算（換気回路網による圧力仮定法など）によって床下の換気量を計算し、地面から発生する水蒸気と換気による水蒸気の移動から床下の相対湿度及び木材の含水率を算出する。この場合の条件は次のようにする。

- ① 外力としての風圧は、地域性、季節を考慮して決める。
- ② 換気は床下のみで行われるとし、壁から小屋裏の換気はないものとする。
- ③ 換気部材等の通気特性（圧力損失係数等）は既知とする（必要に応じて測定する）。
- ④ 地面からの水蒸気発生量は地盤の種類や立地条件等を考慮する。

なお、計算上未知な点は、模型の床等により実験室実験で明らかにする必要がある。

#### 4. 報告

試験結果は評価基準と対応する測定値を明確に示すこととし、試験成績書には次の事項を記載する。

- (1) 試験体名称
- (2) 試験体概要、試験体図、試験体仕様、材料仕様等
- (3) 試験方法又は計算方法、条件等
- (4) 温度、相対湿度
- (5) 木材含水率
- (6) 換気性状
- (7) 試験期間
- (8) 試験実施機関及び試験実施者